

蕨戸田衛生センター組合議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、議長が必要と認めるときは、これを一般席及び報道関係者席に分けることができる。

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴章)

第5条 傍聴章は、報道関係者及び蕨戸田衛生センター組合職員で、議長が特に必要があると認める者に交付する。

(傍聴申込書の記入)

第6条 傍聴券の交付を受けようとするものは、傍聴申込書に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴章を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴章を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第9条 傍聴券又は傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第10条 傍聴人の定員は5人とする。ただし、議長が特に認めた場合は、この限りではない。

(傍聴場所)

第 1 1 条 傍聴人は、指定された場所で傍聴するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第 1 2 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 1 3 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手、その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラー、傘の類を着用しないこと。ただし、病気、その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 1 4 条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 1 5 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 16 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 17 条 法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。